

監査公表第 28 号（平成 29 年 3 月 10 日、県公報第 3874 号登載）

平成 28 年 4 月 15 日から平成 28 年 8 月 3 日実施

随時監査（1 次分）結果に基づく措置通知（平成 28 年度）

監査公表第 28 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した知事部局及び教育庁の 75 機関について実施した随時監査結果の報告（平成 28 年 11 月 14 日 28 監総第 509 号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 10 日

福岡県監査委員

山下芳郎

同

伊藤龍峰

同

行正晴實

同

岩元一儀

福岡県監査委員 山下芳郎殿
 同 伊藤龍峰殿
 同 行正晴實殿
 同 岩元一儀殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年11月14日28監総第509号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁	物品購入において、代金の支払いが遅延しているものがあった。	電算入力を確実に完了するようチェック体制をさらに多重化・可視化するとともに、書類を編綴する際に再確認を行うことで再発防止を図る。
	物品購入において、平成28年度予算で支出すべきところを平成27年度予算で支出しているものがあった。また、代金の支払いが遅延しているものがあった。	担当外職員も研修会に積極的に参加させ、支出事務に関わらせることとし、管理職が財務規則等に則った適切な事務処理を行い、無理な予算消化をしないよう個別に全事務職員を指導した。 さらに、毎月打合せを実施し、管理職が事務の進捗管理を徹底する。
	物品購入に係る契約書類において、暴力団排除条項の内容に不備があった。	不備のあった契約書類を速やかに改正後のものに改め、改正前のデータはすべて削除した上で通知文書等により全事務職員で条項を再確認し、契約書類のチェックを徹底する。
	20万円以上の物品購入において、物品購入伺書の決裁を受ける前に一部物品の納品を受けていた。	計画的な発注を心がけ、また適正な時期に事務処理を行うことを全事務職員で徹底するとともに、発注・納品・支払までの進捗状況を確認する体制を整えた。